

議会運営委員会

令和 5 年 3 月 1 6 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

なお、傍聴の希望がお一人があるようでございますが、いかがさせていただきましたらよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 では、傍聴者の入室をお願いいたします。

それでは、本日の議会運営委員会の議題につきましては、本来コロナ予算、約 4,000 万強も上程する予定でいたんですけれども、コロナ集団接種の関係上、一部の関係者と話合いがまだ済んでいないということなので、3月31日のほうで上げる予定となりましたことを御報告申し上げておきます。

それと発議についてなんですけれども、今回の発議については議員発議ということで、本来は執行部の、特に市長の同席は求めないのが筋だと思うんですけれども、特に今回、議員発議の条例制定ということで、この市の役割だとか責務って、いろんな云々という条文がございますので、市長の見解もお聞きする意味で同席をしていただきましたことを御理解賜りたいと思います。

それでは、発議につきまして、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長 それでは、発議について説明させていただきます。

発議第 3 号、尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について（案）につきましては、提出者が中村レイ議員、賛成者が西川守哉議員、中里沙也加議員でございます。

内容につきましては、別紙条例案のとおりでございますので、御確認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、この発議の取扱いでございますが、本定例会最終日である 3 月 2 2 日に上程し、提案説明の後、本発議に対する質疑を行っていただき、委員会付託を省略の上、討論を行い、採決を行っていただくという取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いいたしたいと思っております。

説明は以上でございます。

- 南委員長　ただいまの事務局長の発議の取扱いについては、最終日上程し、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　それでは、そのように取扱いをお願いいたします。

それでは、発議第3号、尾鷲市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の制定について（案）について、提出者であります中村レイ議員の提案理由の説明を求めます。

- 中村委員　それでは、提出理由を述べさせていただきます。

高レベル放射性物質最終処分地について、令和5年、本年度2月10日に開かれた閣僚会議において、政府一丸となって、かつ、政府の責任で最終処分に取り組んでいくと明記され、同日パブリックコメントが始まりました。3月12日にパブリックコメントは終了し、今、中間集計が出ております。これが最終決定後、閣議決定され、基本方針は改定されます。

基本方針が改定されると、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の指定は国が行うことができ、首長1人の同意で文献調査が始まり、概要調査には、知事と首長の同意だけで進むことができます。市民の意向は聞かれますが、その意向は取り入れられません。市民による多数決は意味をなさず、最終処分地が適地であれば、知事と首長の同意だけで決まることとなります。

国土地理院の地質図でも分かるように、尾鷲から熊野にかけての地質は、熊野灘酸性岩と言われる硬い花崗岩であり、深さは3キロもあります。地質的には、高レベル放射性物質最終処分地として適しています。人口も少なく、港からの距離も近いという理想的な場所なのです。

でも、最大の難点は、ここは世界的に見ても、最大規模の地震が定期的に起こる場所でもあります。花崗岩は、硬いがゆえに大きな力がかかったときは割れます。今のところ、活断層はないとされていますが、10万年の間には百年に一度と言われる地震が1,000回起こり、そのうちの100回は千年に一度と言われる地球規模の最大規模の直下型の地震が発生する可能性があります。

このまま温暖化が進めば、海水面が40メートル上がるとも言われています。そのときの津波は一体何メートルを想定すればいいのでしょうか。今、計画中的の人たちは想定外で済みますが、その時代を生きる人たち、10万年の先を生きる人たちにとっては人類滅亡を経験することになるでしょう。国は責任を持って高レベル放

放射性廃棄物の処理を行うべきです。

例えば、南鳥島のように、花崗岩と同じ強度の玄武岩で、深さが3キロあり、地震が10万年以上もない安定した地層もあります。

津波高の想定が甘く、想定外で言い逃れるような国策は愚策といいます。福島第一原発の汚染水すら、電気代を垂れ流しながら全く止められておりません。市民は甘い国策に翻弄されず、少ししか生まれない大事な子供たちのため、安心して住みたいまち、住み続けたいまちをつくるために、条例は必要だと思います。

そして、この改定が済めば、知事及び首長の意見を聞き、尊重する、首長の意見に反して前には進まないと書かれておりますが、調査、文献調査、概要調査、精密調査などの調査の撤回は書かれておりません。ということは、撤回は、一度、文献調査を受け入れてしまえば、調査の撤回はもうできなくなるという法改定がなされます。ですから、私たちは、この3月中に見込まれる改定の前に、この条例をどうしてもつくっておく必要があります。

という理由で、この条例を発議させていただきます。

○南委員長　　ありがとうございます。

今、先ほど中村レイ提出者の方から、持込み拒否に関する条例の自分の考え方というんか、思いを述べられましたけれども、当議会運営委員会としたら、個人の今の前段の思いについては議論する場ではないと思いますけれども、この目的に関する条例についての説明も、改めてちょっと説明をしていただきたいと思います。

条例について、条文について、若干私もちょっと疑問に思っていることがあります。なぜそういう話をするかという、議会が市の執行部局に関することについて条例制定をするということは、大変な僕は作業が要るし、時間も要する問題でございますので、そこら辺のことに関して、執行部とお話はどのような形で詰めておられるのかなというのが僕の素朴な疑問でございますので、それも踏まえて、この条例案についての説明を求めたいと思います。

○中村委員　　誤字脱字、それと、それ以外のことに関して、打合せだとかどうかを議運で議論する場所でもないし、ここの中の誤字脱字以外のことについて、何について、どの条例が法的に問題なのかだけ教えていただけますか。

○南委員長　　議会運営委員会では、発議についての精査する権利を持っております。そういった意味で、特に誤字脱字は当然のことなんですけれども、基本施策、例えば第3条なんかは、「市は、いかなる場合でも」、4条、「市は、第1条の」、5条、「市は」、「市は」、「市は」というような、市ということは執行部なんで

すね、対象は。基本的には、当然。だから、僕は今回、加藤市長の同席を願ったのは、加藤市長は今回のこの条例案について、どのような認識と見解をお持ちなのか、加藤市長の思いがあればお聞かせを願えれば幸いです。

いかがでしょうか。条文について、市の責務だとか立場の表明だとか、そういった面について、どのように考えておられるのか。

○加藤市長　　条例についての条例の中身についての話で、私の見解を申し上げますと、先ほど委員長もおっしゃったように、市の責務、記されておりますけれども、市の責務って何なのかという、その中身をあれしましても、この市との協議というのは一切なされておられません、まず。もうこれだけですよね。だから、やはりこういう、この条例云々についていろんな協議が、協議の場というのは絶対必要だと思いますけれども、一方的にこれを、市のどうのこうのという形の中で協議がなされていないということについては、私は大変疑問に思っております。

○南委員長　　市長から明確に一切協議がなされていないというお言葉をいただきました。

それじゃ、条文について若干審査のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○濱中委員　　すごく大事な条例やと思うんです、市民全てに影響する。だからこそ、条文の吟味も必要やと思いますし、あと、先ほど国の方針が決まってくる日にちを切られて急ぐ理由を言われておりましたけれども、私この条文自体が今日初見でございまして、中の吟味に関しては、まだ物申すところまで精査ができておりませんから、そこについてはなんですけれども、いわゆる尾鷲市には環境基本条例がありますよね。その部分において、恐らくこれを含め、環境に関することの抑止力というのはある程度、準備ができておるものと思います。

その中には、環境審議会の設置も法によって義務づけられておりますので、そういったところの意見も聞く必要もあろうかと思ひますし、やはりこの条文は、尾鷲市の法律となるわけですから、広く審議すること、意見を求めることということが大事な条例ではないのかなという気がするので、今回この議会運営委員会において出される議案に関しましては、きちんと体裁が整っておれば取り扱わなくてはならないということは承知ですけれども、やはりこれをこのままの形で条例として認めるかどうかということに関しては、いささか疑問に思っております。

○中村委員　　ですから、法的にどこが問題なのかだけ指摘してください。それじゃなかったら、議運での事前審査は要らないと思います。

- 南委員長　いやいや、議会運営委員会は、提出される議案発議等について、意見書等については、審査する場でございますので、決定する場じゃないんですよ。審査をする場ですので、それだけは理解していただきたいと思います。
- 濱中委員　だからこそ、法的にどうなのかとか、中の文言がどうなのかは、法律のことですから、専門家の意見も必要かと思います。私らが、ここがおかしい、あそこがおかしいよって言える段階ではないのではないかなど、全く精査をしておりますから。だから、そういった時間を取って、以前に議会発議でやったおもてなし条例もかなりの時間を取って、きちんとこれが表に出してよいものかどうか、そういった時間を取ったように覚えております。条例を新しくつくるということは、とてもその中身の吟味には時間がかかるものだというふうに経験から思っておりますので、それをここで、そんな法律の指摘ができるぐらいやったら、そんな簡単なことはないなと思います。
- 南委員長　よろしいですか、中村レイ委員、提出者の方に、若干条例のことで、7条と8条なんですけれども、7条、「市議会は、この条例の基本施策に従い、議会運営を行わなければならない。」、これも当然、議会の合意形成は取っておられません。問題となるのは、第8条、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」ってありますけれども、この規則は誰が定める予定なんですか。私の知っている限り、議会で規則を定めることはできないと思います。これについては必ず、もし条例が、鶏が先か卵が先じゃなしに、まず条例を可決するということが大事で、それから規則がついてくると認識しております、私は。この規則は、当然、僕は、執行部が規則についてはつくるものだ和理解しておるんですけど、総務課長、ちょっと僕の認識、違う。それだけちょっと。
- 竹平総務課長　委員長おっしゃるとおり、規則は市で定めることになります。こういったことで、委任規定ですよ、これ、委任規定になると、この条文を見たときに、では、何を委任するのかということを経験した上でないと規則は定められないというふうに考えております。
- 南委員長　だから、この規則は執行部が法に基づいて定めなあかんということは、やはり執行部との調整というんか、合意形成が、僕は必ず必要な条文だと思うんですね。そういった意味では、僕はこの第8条について一つを取ってみても、不適切という表現が定かではないと思うんですけども、若干、完成された議員発議として出す条文じゃないなと理解をしておるんですけども、中村委員はいかがでしょうか。今のこの8条についてのみだけで。大事なことだと思うんですね、これ

は、執行部との合意形成は。

○中村委員 合意形成は大事だと思います。そして、この前、大体、この議論が今まで議会でなされなかったことが問題なのであって、私がこれ、何で急にさなあかんようになったかといったら、閣僚会議が急にあって、3月に法改定がされてしまう、閣議決定されてしまうという情報が入ってきたのが2月の末ぐらいです。ほんで、それが決まってしまったら困るからすごく慌ててつくろうとしています。

確かに、言われるように調整は必要かもしれませんが、条例をつくるのに、これは議会で作れるものであって、調整がないからつくれないというものではないですよ。

○南委員長 いや、規則は議会ではつくれるものではないし、これは当然、執行部が規則、要綱については定めて、議会に報告するのが。議決事項じゃないですよ。けれども、報告するのは当然、議会に報告承認をもらうというのはこれまでの、僕の経験上の規則、要綱についてのやり方だと思いますので、そういった意味でも、やはり不完全な、僕は条例だと、議会運営委員長として思います。

○濱中委員 前回、一般質問の中でこういった話を取り上がったとき、私も、これに関してはとても大事なことやと思ったので、ある程度、文献を確認してみました。言われるとおり、この適地と言われるところの地図も国土地理院から出ておりましたので、その辺りを見ましたら、国土の3割に近いところが適地という印がついておまして、その中には800に近い自治体が含まれるというふうになっておりますけれども、その閣議決定後、これを避けたいとして条例を定めた自治体が何%ぐらい、どれぐらいあるのかなというのはちょっと私、調べ切れなかったんですけど、その辺はどうですか。

○南委員長 私も調べてはいないですけども、閣議決定後の2月10日の戦略会議、国が中村レイさんが言われたように、国がNUMO任せじゃなしに、全面的にこの問題は大きな問題ですので取り組んでいくというのを決めてから手を挙げた自治体というのは、記憶ではないと思うんですけども、中村レイさん、御存じじゃないですか。

○中村委員 知らないですし、意味ないです。よその自治体はどうあろうと、尾鷲は尾鷲ですし、尾鷲ぐらいの適地はほかには数えるしかないんですよ。ですから、ほかがつくっていないから要らないなどという理論は全く成り立ちません。

○南委員長 いやいや、要らないじゃなしに、参考までにありますかという、そういった表現だったと思うので。

○濱中委員　その適地である数少ないことの根拠と申しますか、それは、どこかの文献で示されておりますか。私、そこはちょっとよお見つけていないんです。3割が適地という色分けされたところであるというところまでしか調べられていない。それと、ほかの自治体がどうであれという話ではなくて、こういったものを決めるのにすごく慎重な議論が必要だから時間がかかって、出せていないのかなという想像をするところでもあります。

○中村委員　議運ってそんなことを話しする場所ですか。この内容について、なぜ今。長い議論が必要やったら、閣議決定された後、もし時間が間に合わへんようになって、されたときに、今言われた理由でこの条例ができひんかったら、持ち込まれて仕方がないってなるわけですか。

○南委員長　いや、そうじゃないですよ。国のほうでは、いろんな29年でしたか、日本列島をグリーンで塗ったり、が一っつと沿岸を塗った、それが初めて国が敵地ではないんですけれども、可能なところということを示すグリーンベルトというのですか、ありますけれども、ただ、僕もいろんな、あれから勉強させていただいて、国が、尾鷲市が適地、紀伊半島が適地だといった記述は一切見つかりませんでした。これは自分も調べました、精査して。確実に調べましたけれども、一言も尾鷲、この紀伊半島がもうすばらしい適地ということはありません。ただ、国のほうは、各自治体の長だとか知事に対しては、協力要請をこれから強化していくということは現実でございます。と認識しています。

○濱中委員　もちろん中身を精査する場所ではないことは十分理解した上で、これをどう取り扱うかという話を、議会運営上の話やと私は思って発言しておるんですけれども、だから、これを議会でこれから十分に時間をかける、その時間は、私は持てるのではないかなと思うので、この後そういった運びでやってほしいなという思いを言わせてもらっております。

時間をかけられる理由の一つに、三重県は北川知事時代に、核を諦めた県ですよ。それ以来、その後に連なる知事も、核に関しての議論はとても慎重に取り扱ってもらっているというふうに認識しております。

それと、先ほど言いました環境基本条例によって、それこそ環境の変化については抑止になるような条例は準備できておりますので、これが要らないという話ではないです。これは十分に重要な条例であることの認識はしておりますので、だからこそ慎重な議論をするための時間を持つてばどうかなという思いで発言させていただきました。

○南委員長　私も議会運営委員長として、細かく精査する場じゃないというのはもう御存じですけれども、ただ、手続上、やっぱり議会運営委員会として一步步、チェックをしながら、本会議場へ上げるというのが筋でございますので、僕自身もですよ、中村レイさんの提案のとおり、持込み拒否に関する条例については十二分に理解をしております。その理解をするが上において、やはり大きな問題でございますので、市民の声、議会の声、それから執行部のすり合わせ、その三位一体になって、熟したときに、僕は執行部からでも、条例提案できるような形があれば、一番望ましい姿じゃないかなというのは思う。

議運の委員長として、私はスムーズな運営をしていく意味では、やはり議会運営委員会というのはやっぱりスムーズな議会の運営をするというのが一つの大きな使命でございますので、大事な問題ですので、合意形成が、特に最低でも市民、やはり執行部がこの条文に対しても、全くすり合わせがされていないというのを、僕自身が、議会、本会議場へ上げること自体が、この様式が整っているにもかかわらず、大変異議を感じるのが率直な意見でございますので、もし御理解をできたら、もっと時間をかけてみんなで考えた上で上程するというのが一番望ましい姿じゃないかなと、僕自身は、議運の委員長としてはそう考えております。

○中村委員　委員長、条例は国が定めた上位法を越えられないのは御存じですよ。

○南委員長　分かっています。

○中村委員　ですから、時間をかけたら、国が決めたことについて、後で条例なんかつくっても意味がないんですよ。だから、今、今しかないんです。もう22日が最終リミットです。話ができるとかできないとか、それは今までしてこなかった私たち議会、議員の責任です。でも、これについて、後で時間をかけてやっても何にもなりません。ですから、今、出させていただきます。

○南委員長　中村レイさんは提出者の立場でそう言い切りますけれども、やはり全て、当然、日本は法治国家であり、上位法が優先されるというのも十分に認識をしておりますけれども、ただいま中村委員さんは、文献調査については、首長の名義で、名前だけで手続ができると、確かに市長の名前で手続はできます、全てのことは。ただ、その大前提としても、岸田総理が、国民の理解が全て大前提ですよと、言葉の節々で、今までも記者会見の席で、大前提はやはり国民の理解でということでごっしゃいます、何回となく。

そういった意味で、尾鷲市も首長が手続をするにしても、市民の理解、議会の議

決というのは100%、僕は必要だと思いますけれども、市長はいかがですか。市民の理解と議会の議決。

○加藤市長　確かに手続上は、市政を預かる、トップである市長が最終的にはサインして、判こを押して、これは手続上の話です。ただ、その前に前提条件というのはあるわけなので。市長が横暴を極めて、よっしゃ、分かった、で、サインして、判こを押すよと。これ、そうすると、市民の負託を得た市長がそういう行為を起こした場合に、どういうことが起こるかということ、私は十分認識しております。

ですから、市民の負託を得た市長ですから、それに対して、やはり市民との協議、あるいは市民の了解、それで当然のことながら、要するに、同じような形で、議会の議員の方々の、だから、もう同じようなことですから、議会にお諮りしながら、どうあるべきなのかということを経験しながら採決していただくと、これが筋やないかなと。

ただ、形の上では、手続上はそうです、全て。いろいろ管理者とかが、首長とか、それ、最終責任が一番、その責任が一番重いのは長なんですから、それは、その前の前提として、やはり話合いの場という、これは絶対必要です。その合意を得た中で、最終的に市長が判断するという話ですから、その前提が非常に今回欠けているような感じがいたします。

○南委員長　当然、全く市長と僕の考え方と同じです。ただ、手続上の話であって、市民の理解と議会の議決というのは必ずついてくるものだと確信をしております。国はそういったことを無視してやれっこありません。

○中村委員　今のおっしゃったのは、委員長の意見ですか。

○南委員長　僕の考え方です、委員長としての。

○中村委員　なら、自席にお戻りください。

○南委員長　委員長としての考え方です。

○中村委員　いやいや、委員長は意見を言う立場ではないですよ。

○南委員長　当然、議会運営上はそうになっておりますけれども、委員長というのは議事運営を円滑に進める意味でも、やはり委員長の見解では、個人じゃなしに、委員長としての意見を述べたまでですので、御理解を賜りたいと思います。

○小川議長　整理権はあると思います。

○中村委員　いや、整理権以上ですよ。もう完全に意見をおっしゃっていますよね。

○南委員長　議会運営委員長としての立場で物は言っているつもりでおります。

○中村委員　　いえいえ。それと、何回も言いますけれども、今度、改定されると、今まで市長がおっしゃったことは過去ですよ。それと既に寿都町では町長が、市長は、加藤市長のおられるときはいいですよ。でも、市長が代わったら、そんな保障はなくなるって、今度、基本方針が改定されて、明記されていくわけですよ。ということは、今までなら民意、議会、そんなことは要らなくなるって今回書かれるということが大問題なんです。だから、何ぼ議会がどうかこうとか言っても、今後、それを撤回しなくなるって言われたときに、市長と知事だけで概要調査まで進んで、その後、もう戻らないって書かれているわけですよ。だから、今しかないって言っているのであって、それについて、それこそつくってから、この条例をつくってからいろいろ話をしてください。それでも間に合います。

○濱中委員　　いや、恐らくこれはずっと平行線なのかなと思うので、判断が求められるのかなとは思っているので、それはそれでいいんですけれども、先ほど北海道の寿都町の町長が1人で決められた、1人で決められたというか、もう独断で決められたというようなこと、この間の一般質問のときも言われておりましたけれども、この条例案も恐らくこれ、何人かの方で集まってやられたのかも分からんけれども、その少数でつくられた案をこれで決めましょうというんやったら、寿都町の町長1人とは言わんでも、独断で決められていったのと同じような心配をするんですよ。

これをつくってからの話合いつて言いますけれども、これ一旦制定されますと、もう全て、国内どころか世界にこれが発信されるわけですよ。そうすると、この中の不完全な条文があったりとか、言葉の間違いがあったりしたら、恥ずかしい尾鷲市の法律として発信をされてしまうことが私はつらいなと思います。

だけれども、もうこれ以上、恐らく、やり取りをしても、これを出さか出さないかの話に関しては、体裁としては、先ほど冒頭でこの取扱いについての説明があったように、もう議会の決まりとしては進めていかななくてはならないのかなと思いますので、私はそういう思いがあることは伝えさせていただきますけれども、これで私は意見以上にしたいと思います。

○仲副議長　　今までの議論は、議運の委員長と常任委員長、私はもう全く同感ということでお話しさせていただきます。

ただ、新規条例でございますので、条文はやっぱり重要なことだと思うんですわ。提案者の中村委員さんが条文についても精査をしていると思うんですけど、私のほうから若干、理解に苦しむというか、理解できないことがありますので、質問させていただきますので、明快な答えをいただきたいんですけど。

まず第5条の権限のところ、「第3条に規定する事項に関する計画等があると疑われる場合においては」って書いてあるんですけど、疑われる場合とはどのような場合なのか。そして、誰が疑われる場合と判断をするのかという説明をいただきたいということと、それから、疑われた場合は立入検査を行うとされていますが、立入検査はどこを想定しているのか、御回答いただきたいんですけど。

○中村委員 疑われる行為というのは、その前文に書いてある行為に類したことです。そして、どこに立ち入るかは、その書いてある場所についてです。誰が立ち入るかについては、それは市民です。

○仲副議長 立入りすることができるというのは、市民が立ち入るんですか。

○中村委員 市民の代表としての人たちが立ち入るように、それはこの条例を決めた後、規則で定めればよいと思います。

○仲副議長 第5条で、疑われる場合は、市は立入検査を行うことができるというもので、市がすることになると思うんですけど、ちょっと解釈がおかしいと思うんですけど、そういうことでしたら、それはそれでいいですわ。

次に、第1条もそうなんですけど、それは後から言います。第4条で、「市は、第1条の云々」と書いて、「国及び関係機関に対して、前条基本原則を通知して」というんですけど、前条は第3条、基本施策なんですけど、基本原則というのはどこを意味するんですか。

○中村委員 この持込み拒否に関することです。

○仲副議長 いや、基本原則は何かということです。

○中村委員 基本原則はこの条例です。

○仲副議長 条文で、前条というのは第3条のことなんですね。第3条とは基本施策なんですわ。そこは誤った理解じゃないですか。どうですか。返答がなければ……。まだ一つ聞かせて。

回答がなければいいんですけど、次に、第1条で、「非核平和宣言の精神を具体化し」と書いておるんですけど、尾鷲市の宣言は非核平和都市宣言ですね。これ、間違いですよ、誤りです。

それに、非核平和都市宣言とは、核兵器廃絶のための非核3原則を堅持すると。今回のほうは核兵器ではないもので、やはりこれは無理があるんじゃないかと思うわけですけど、そこはどうですか。

○中村委員 核の兵器ではないっておっしゃいますけれども、高レベル放射性物質は核兵器以上の破壊力があるんですよ。

- 仲副議長 いや、そんなこと言っていないじゃん。
- 中村委員 いや、整合性が取れないって、今おっしゃいましたよね。核兵器じゃないから。
- 仲副議長 いや、整合性（聴取不能）。
- 中村委員 いや、私はそういう認識で書かせていただきました。
- 仲副議長 幾つか私のほうから非核平和都市宣言とか、基本原則とか、それから、立入検査等について質問をいただきましたけど、明確な答えは私はいただけなかったと、理解をできなかったと思うんですけど、第4条、「市は、第1条の目的を達成するために、国及び関係機関に対して、前条基本原則を通知して、その立場を明らかにする。」となっておるんですね。市が国及び関係機関に対して通知をすると。通知をするということは、この条例を併せて通知するというところに私は理解するんですけど、執行部、これで通知できますか。
- 加藤市長 これは私が、市政における強い気持ちを申し上げさせていただきたいと思っているんですけども、まず、尾鷲市、正直に申しまして、5年半ぐらい前に市長に就任させていただいてから、大変な状況であって、やっと今、国の関係機関とかいろんなところと交渉、あるいは要望活動をしながら、何とか何とか尾鷲の維持発展のために、少しはやっぱり事業の計画も進みつつあるわけなんですね。
- 現状において、私自身は複数のこの事業を、基本的には国からの財政的支援、これを受けながら体制を構築していこうと取り組んでいるわけなんですけども、今この時期にそういう話も含めて、こういうことでもって通知をしなきゃならないというようなことになれば、まず国とのパイプというのは非常に、大変大きな影響を及ぼすんじゃないかと、これは必至だと思います。それが一番私自身が、市長として、今後の市政を運営する中で非常に危惧しているところなのです。私は率直に言って、私の気持ちはそういう気持ちでございます。
- 仲副議長 ざっとこの条例を見ても、二、三ちょっと私自身が理解できないところがあるという中で、ほかの委員さんはどう思うか分かりませんが、やはりそういうことであれば、また、市の責務や市議会の責務などが、執行部との協議がなされていないと、また、法的なすり合わせはやっぱり大事だと思うんですわ。前段で濱中委員が言われたように、法的なすり合わせ。
- そういう意味では、やはり今定例会に発議として提出することは拙速であると私は判断をしております。
- 以上です。

○西川副委員長　　ずっと聞いておったんですけど、僕もこれ、賛同者で名前を連ねています。

皆さん、もちろん朝刊、テレビ、国政のことは十分理解していると思うんですけど、もしその条例が変わったときに、持ち込まれた、指定されたときは、皆さんはどのような態度を取るのでしょうか。その危機感をいち早く察知したのが、僕は中村委員だと思って、僕は賛同しました。

僕もちゃんと、新聞、テレビで見えています。法改正があってから、すり合わせて提出して、これ果たして効力があるのでしょうか。

○南委員長　　今、西川さんから、法改正があって、国が核を持ち込んだ場合は、皆さん、どうするんですかというお問い合わせなんですけれども、私は、その持込みに対しては、当然、市民の理解、議会、首長、県知事、それから近隣の市町の関係者の方の合意形成なしにあり得ない話だと確信をしております。そのような法改正は僕はできないと思います。

○中村委員　　今度、改定されるのがもうネットに出ていますので、ぜひ委員長も一度読んでいただきたいと思います。

(聴取不能)

○南委員長　　(聴取不能) であるということでございますので、最終日の22日上程をして、委員会付託を省略して、質疑、討論の後に採決を行う予定で、再度、そのような運びでいきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○小川議長　　中村委員の言われること、理解はできるんですけども、尾鷲市に将来関わる大事な条例で、それは皆さん共通認識だと思っております。

ただ、1点だけお聞かせ願いたいのは、今、尾鷲市のほうでは、この間からずっと話題になっております大型製材所の誘致であるとか、港湾整備であるとか、今、ちょっと形になってきたなと思うんですけども、これを出すことによって、中村レイ委員は、これは影響はないとお考えなのでしょうか。ただそれだけお答えください。

○中村委員　　こちらのほうが聞きたいんですけども、製材所というのは民間施設なんですよ。製材所が来るとか、来えへんとかというのは、その製材所に見合う材料ですよ。要するに、原木がどれだけ出るかということなんです。それが採算が合えへんのやったら企業は来ないし、企業が採算が合うと思えば来ます。この条例と何ら関係があると思われているんやったら、それは何を根拠にそう思われている

るのかお聞かせいただけますか。

○小川議長　　質疑返しというのはいいんですか。提案者に対して質疑というのがありますよね。質疑返しというのとは普通はないと思うんですけど。

○南委員長　　そういったことで、発議についての取扱いは、先ほど申し上げたように、最終日で最終決定をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、市長、何かございませんか。

○加藤市長　　ありがとうございます。

先ほど中村委員のほうから、市長は、市長がいる間は大丈夫であろうと、その後変わった市長になったらどうなるか分からないという、私に対するその信頼を非常にさせていただいておりますので。ただ、私も、明日で任期が終わるわけではないんです。あと2年3か月の間、まだ任期がございます。そのために、私は市政を全うするつもりでおります。十分時間がありますから、その辺の議論は、十分時間の中で、議会とも、あるいは市民の皆さんとの説明会、あるいは協議というのを、この時間をうまくあれしなから、そういうあれであれば、私は十分、頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○南委員長　　ありがとうございます。

特に局長のほうはございませんか。

ないようですので、議会運営委員会をこれで閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時48分 閉会)